第２回

大阪府インターネット上の

人権侵害の解消に関する

有識者会議資料

**インターネット上の人権侵害の解消に向けた取組の方向性の検討**

**１　基本的な考え方**

**（１）委員意見の概要**

　　○　府は、個人の問題である通常の名誉棄損、侮辱等にどのようなスタンスをとるのか明確にすべき。ヘイトスピーチやいわゆる同和地区の識別情報の摘示とは性質が異なる。個人の権利侵害に関しては、個人が支援を求めたときに、サポートすることが適切。

○　行政の役割は、指導や啓発。被害の拡大を防ぐことや予防することが主。

　　○　被害にあわれた人の気持ちに寄り添うことが一番大事。インターネットの世界は匿名で、自由に感情をぶつけることが当たり前であるが現実社会と一体であり、侮辱が行われた場合にはなるべく現実社会と同じような扱いにできるようにすべき。

**（２）施策の対象**

　　○　施策の対象については、次のとおりとする。*（図の三角形全体）*

・　特定の個人・法人に対する名誉毀損やプライバシー侵害、人種、信条、性別、社会的身分、門地、障がい、疾病、性的指向等の属性を理由としてする不当な差別的言動といった人権侵害

・　不特定多数の者に対する人種、信条、性別、社会的身分、門地、障がい、疾病、性的指向等の共通の属性を理由とした差別的言動や識別情報の摘示といった人権侵害

**（３）取組の方向性**

**ア　教育・啓発の推進**

　　　○　府民が、加害者にも被害者にもならないよう、インターネットリテラシー向上のための教育・啓発をより推進する。*（下記２）*

　　**イ　相談事業の充実**

　　　○　府民が、被害者になった場合や加害行為を止めたい場合などにおいて、安心して府に相談ができるよう相談事業の充実を図る。*（下記３）*

**ウ　極めて悪質なものへの対応**

　　　○　本年４月に施行された条例附則において、府はより実効性のある施策を講ずることとされており、府としては、被害者支援と行為者の抑制を推進する観点から、特に、社会的な影響が大きく、緊急に対応すべき人権上、極めて悪質なものに対して、より具体的な対応が必要と考えている。*（図の三角形の黒塗部分）*

　　　○　検討に当たっては、個人又は法人に対する人権侵害*（図①）*と、不特定多数の者に対する共通の属性を理由とした人権侵害*（図②）*とに整理して検討する。*（下記４）*

**エ　国への提案**

　　　○　全国統一的な考えの下で実施すべき施策や法整備が必要な施策等、国によって対応すべき事項については、あらためて国へ提案を行う。*（下記５）*

**【図】施策の対象とするインターネット上の人権侵害（イメージ）**

**① 　　②**

悪質性

特定の個人・

法人に対する

人権侵害

不特定多数の者に対する共通の属性を理由とした人権侵害

**２　教育・啓発の推進**

**（１）現状**

　　○　インターネットリテラシーの向上を図るための教育・啓発を実施。

　　○　とりわけ、SNS利用率の高い若い世代に対する施策を重点的に実施。

　　○　具体的には、府HP、府公式twitter・Facebook等による広報、ポスターの掲示・リーフレットの配布、啓発動画の上映、著名人による講演会、児童生徒・保護者向けの出前講座、大学との共同研究等の実施。

**（２）委員意見の概要**

○　行為者の属性を調査する必要がある。

○　啓発の対象を若年層に限る必要はないのではないか。

○　行為者については中高年男性が多いとの指摘もあり、ネットリテラシーを学ぶ機会のなかった方へのアプローチを検討すべき。

○　企業にとっても社員が誹謗中傷を行うことはリスク。企業が行うコンプライアンス教育の中でインターネットリテラシーの向上に取り組むよう、府からも要請が必要ではないか。

　　○　行政の役割は、啓発等により被害を予防するということが主である。

**（３）方向性案の検討**

　　○　府民のインターネットリテラシー向上のための教育・啓発施策にあっては、行為者の属性が様々であることを踏まえ、若い世代だけでなく、これまで学校等においてインターネットリテラシー教育を受けてこなかった世代を含めた幅広い世代に対する取組を行う必要がある。

　　○　また、取組に当たっては、企業や団体、市町村とも連携しながら、年齢や立場等の属性に配慮した効果的な方法による必要がある。

|  |
| --- |
| **【参考】行為者の属性について**○　山口真一 国際大学グローバル・コミュニケーション・センター准教授「正義を振りかざす『極端な人』の正体」光文社　　・　2014年に20～69歳の男女約２万人、2016年に20～69歳の男女約４万人を対象としたアンケート調査の結果、「男性」、「年収が高い」、「主任・係長クラス以上」といった属性であると、炎上に参加しやすい傾向にある。　○　毎日新聞取材班「SNS暴力－なぜ人は匿名の刃をふるうのか」毎日新聞出版・　属性はさまざまで、実際は性別や年代はあまり関係ないよう。　　・　加害者からの相談専用サイトを運営する弁護士は、「年齢層は20～50代で男女ほぼ同数、職業も無職や会社員、公務員、主婦など幅広く、ネットユーザーの構成と同じという印象」だと話している。　　・　ネットトラブルに詳しい別の弁護士は、ネット上で中傷した側の相談対応や代理人も手掛けてきたが、こうした投稿のうち３分の２近くを女性が占め、30～40代が多いという。○　新聞記事等・　2020年１月以降、ネットの書き込みで侮辱罪に問われた人の情報を新聞記事等で検索すると、ヒットしたのは次のとおりであり、特段の属性の傾向は見られない。（用語：「侮辱罪」、「送検」 対象：全国紙・通信社）　　⇒　タレント女性を中傷（30代女性主婦、40代女性医療事務）、女性プロレスラーを中傷（20代男性、30代男性）、その母親を侮辱（40代男性、40代男性）、タレント女性を侮辱（20代男性）、交通事故の被害者遺族を中傷（20代男性無職）、野球選手を侮辱（40代男性） |

**３　相談事業の充実**

**（１）現状**

○　専門の相談員による人権相談窓口を開設し、インターネット上の人権侵害に関する相談を含めた様々な人権に関する相談を受付。

　　○　主な対応として、削除要請や発信者開示請求手続き等についての助言のほか、相談内容に応じて、無料の弁護士相談や法務局等の関係機関を案内。

　　○　インターネット上の人権侵害に関する相談件数については、増加傾向にあるが、令和3年度は減少。 その内訳は、氏名や写真等の無断掲載といったプライバシー侵害が最も多く、次いで誹謗中傷。

　　○　条例において、行為者の誹謗中傷等を抑制するための相談支援体制を整備することを規定

　　○　市町村の相談事業の支援として、交付金の交付や職員向けの研修を実施。

**（２）委員意見の概要**

　　○　インターネット上のことで悩んでいる方は多いと思うが、府への相談件数が少なく感じる。

○　周知して、相談件数をある程度確保して、対応していくのが行政の役割。

例えば、消費者問題であれば、これまでの消費者教育の賜物として、消費者センターに相談しようという発想が染みついている。

○　商工会議所など身近なところで相談できるようにしていくこともある。

**（３）方向性案の検討**

　　○　府民がより安心して気軽に相談できるような具体的な取組が必要であるが、どのような取組が考えられるか。

（他の自治体での取組を参考とした例）

・　インターネット上の人権侵害の専門相談窓口の設置はどうか。

・　相談方法の拡充（ＳＮＳによる相談等）、相談時間の拡大（夜間・休日）、　弁護士等の無料の専門相談の拡充等、相談環境の整備はどうか。

○　被害者や行為者からの相談に的確に対応できるよう、研修や事例検討等の相談員のスキルアップを図るための取組を進める。

○　相談窓口の周知について、企業団体等とも連携しながら、強化を図る必要がある。

○　府民にとって身近な市町村での相談事業の支援について、市町村の意見を踏まえながら充実を図る必要がある。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **【参考】相談件数比較**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 暦年 | 相談件数 | 人口比（千分率） | 内ﾈｯﾄに係る相談 | 人口比（千分率） |  |  | 年度 | 相談件数 | 人口比（千分率） | 内ﾈｯﾄに係る相談 | 人口比（千分率） |  |
| 東京法務局 | 2018 | 15,417 | 1.097 | 1,073  | 0.076 | 東京都 | H30 | 1,280  | 0.091  | 43 | 0.003 | (公財)東京都人権啓発センターに委託 |
| 2019 | 14,816 | 1.055 | 1,032  | 0.073 | H31/R1 | 1,192  | 0.085  | 88 | 0.006 |
| 2020 | 14,893 | 1.060 | 1,269  | 0.090 | R2 | 1,446  | 0.103  | 129 | 0.009 |
| 2021 | 15,878 | 1.130 | 1,319  | 0.094 | R3 | 未公表 |  |  |  |
| 大阪法務局 | 2018 | 11,493 | 1.300 | 317  | 0.036 | 大阪府 | H30 | 2,242  | 0.254  | 76 | 0.009 | (一財)大阪府人権協会に委託 |
| 2019 | 10,526 | 1.191 | 336  | 0.038 | H31/R1 | 3,102  | 0.351  | 107 | 0.012 |
| 2020 | 7,935 | 0.898 | 311  | 0.035 | R2 | 3,158  | 0.357  | 204 | 0.023 |
| 2021 | 6,607 | 0.748 | 393  | 0.044 | R3 | 3,616  | 0.409  | 148 | 0.017 |

 　＊法務局は暦年単位、都府は年度単位で集計。人口比は令和２年国勢調査人口を使用。 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **【参考】大阪府人権相談窓口**○　相談日時・　平日相談　月曜日から金曜日　9時30分から17時30分・　夜間相談　毎週火曜日　　　 17時30分から20時　　　（R1: 75件、R2: 96件、R3:131件）・　休日相談　第４日曜日　　　　9時30分から17時30分 （R1: 52件、R2: 36件、R3: 38件）（相談件数合計　 R1:3102件、R2:3158件、R3:3616件）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（うちネット関連 R1: 107件、R2: 204件、R3: 148件）○　相談方法・　相談員による相談（電話、面接、メール、手紙等）　　・　弁護士等の専門家による相談（無料。相談者１名につき原則１回）○　周知方法　・　府のホームページや刊行物への掲載、チラシの配布等**【参考】他の自治体での取組の概要**○　東京都：ネット・スマホのなやみを解決「こたエール」・　インターネットやスマホでのトラブルで困っている都内に在学、在勤、在住している方のための相談窓口を設置。（人権侵害だけでなく、架空請求やネット依存等幅広く相談を受け付けている。）　　・　LINE相談について、H30年度は、期間限定で実施、H31（R1）年度以降は、通年で実施。　　・　相談方法：電話、メール、LINE　　・　相談時間：電話・LINEは、月曜日～土曜日（祝日除く）　15時～21時　　　　　　　　　メールは、24時間受付　　・　相談件数

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | H29年度 | H30年度 | H31/R1年度 | R2年度 | R3年度 |
| 相談件数 | 924件　 | 1757件　 | 1746件　 | 2822件　 | 2136件　 |
| うちLINE相談（LINE相談の割合） | － | 352件　（20％） | 726件　（42％） | 1023件　（36％） | 755件　（35％） |

（参照：東京都HP）　○　群馬県：インターネット上の誹謗中傷相談窓口　　・　群馬県では、令和２年12月に、群馬県インターネット上の誹謗中傷の被害者支援等に関する条例が施行されたが、条例制定に先だって、同年10月から、SNS等のインターネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害等で悩んでいる県民の方からの相談を受け付ける「インターネット上の誹謗中傷相談窓口」を設置。・　相談方法：メール、相談フォーム、電話・　相談時間：月曜日～金曜日（土日、祝日、年末年始を除く） ９時～17時（正午から13時までを除く）メール、相談フォームは、24時間受付電話相談は16時まで受付・　相談件数

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | R2年度 | R3年度 |
| 相談件数 | 278件　　 | 288件　 |

　　※　R2年度は、10月から実施。（参照：群馬県HP、群馬県からの聞き取り） |

**４　極めて悪質なものへの対応**

**（１）現状**

　　ア　特定の個人・法人に対する人権侵害

　　○　特定の個人・団体に対する対応については、専門の相談員による人権相談窓口での相談支援を実施。

　　　○　主な対応として、削除要請や発信者開示請求手続き等についての助言のほか、相談内容に応じて、無料の弁護士相談や法務局等の関係機関を案内。

　　イ　不特定多数の者に対する共通の属性を理由とした人権侵害

○　いわゆる同和地区の所在地の摘示や賤称語や蔑称を用いた悪質な部落差別やヘイトスピーチといった明らかに差別を助長する投稿に対し、法務局及びプロバイダ等へ削除要請を行っている。

○　現状、共通の属性を理由とした人権侵害情報は、プロバイダ等が削除要請に応じないケースが多い。

**（２）委員意見の概要**

　　ア　特定の個人・団体に対する対応

　　　○　名誉毀損やプライバシー侵害は、個人の問題であり自治体での支援には限界がある。個人の権利侵害は、本人が対応するのが基本

　　イ　不特定多数の者に対する共通の属性を理由とした人権侵害

　○　ヘイトスピーチやいわゆる同和地区の所在地の摘示といったものは、より構造的な問題であり、地方自治体で取り組むにふさわしい度合が高い。

　　　○　民族、出身地、性別、国籍等の属性に関する誹謗中傷や人権侵害的言動に対して、裁判所に削除要請を求めたとしても、難しい部分がある。

ウ　削除要請

　　　○　府で削除要請を行うにあたって、既に行われている法務省やセーファーインターネット協会が行う削除要請に対する優位性の確保について慎重に検討すべき。　　　　　大阪市ヘイトスピーチ審査会は、独自の分野で活動しており、既存の機関とは異なる独自性がある。

　　　○　公的機関が削除要請する場合は、違法情報と極めて悪質な有害情報に限るのが基本。大阪市のヘイトスピーチでは、条例でヘイトスピーチの定義を置き、第三者機関で削除要請の判断をしている。

　　○　行政は公権力の主体であり、表現の自由との関係でいうと、個人自らの人格権に基づいて削除をもとめるというところは、少し慎重に考えないといけない。

　　　○　独立した第三者機関が事例を吸い上げ、プロバイダ等へ対応を求めていく。悪質な情報を絞り込みが難しく、書込みの数量という議論もあるが、本人がどれだけ追い詰められているかということもある。

エ　説示・勧告等

　　　○　被害者が行政に相談すると、行政が発信者へ勧告を出すなど踏み込むことは意味がある。

**（３）方向性案の検討***（引き続き次回の会議以降においても検討）*

　　ア　方向性に関する考え方

　　○　命にかかわるもの、膨大な数に及ぶものなど極めて悪質で緊急を要するものについて、広域自治体として、法務省が行う人権侵犯事件処理の補完的な被害者支援ができないか。

○　人権侵害情報の早急な削除が促されるような被害者支援ができないか。

イ　削除要請（特定の個人・団体に対する対応）

　○　極めて悪質で緊急を要するものについて、プロバイダ等に削除要請することはどうか。

この場合、法務局やセーファーインターネット協会が行っている削除要請との相乗効果を生み出すことはできないか。

　　ウ　削除要請（不特定多数の者に対する共通の属性を理由とした人権侵害）

○　削除要請の対象の範囲を広げるのはどうか。

（現状：いわゆる同和地区の所在地情報の摘示、賤称語や蔑称、侮辱的表現を用いた部落差別及びヘイトスピーチといった明らかに差別を助長するような書込みについて、ブロバイダ等や法務省人権擁護機関に削除要請を実施）

　　エ　その他の取組

　　　　その他、効果的な取組として、どのような取組が考えられるか。

（他の自治体での取組を参考とした例）

○　行為者に対して、人権侵害情報の早急な削除を促し、今後同様の行為を行わないよう説示、勧告、啓発等を行うことはどうか。

○　行為者に対して、抑止効果につながる取組は考えられないか（行為者の氏名やアカウント名の公表など）、

〇　被害者に対して、訴訟支援（削除や発信者情報の開示請求等に係る裁判費用の補助・貸付等）はどうか。また、自治体ができる寄り添い型の効果的な支援策はないか。

**（４）具体的な判断基準等の検討***（次回の会議以降に検討）*

〇　こうした取組を検討するにあたって、表現の自由を踏まえ、対象となる人権侵害の判断をどのように行うか、次回以降、具体的な課題の整理を進める。

・　情報の量・質や被害者の心身への影響等を踏まえた判断基準

・　第三者機関等の体制整備の必要性

・　公平性の確保　等

|  |
| --- |
| **【参考】国・他の自治体での取組の概要**○　法務省：人権侵犯事件調査処理・　被害者等から人権侵害の被害について申告があった際は、必要に応じて調査を行い、相当と認めるときは、勧告・説示（人権侵害を行った者に対して改善を求めるもの）、要請（プロバイダ等への削除要請）、啓発（事件の関係者や地域に対し、人権尊重に対する理解を深めるための働きかけを行うもの）を行っている。○　法務省：インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示事案の立件及び処理について　　・　特定の者に対する識別ではなくとも、特定の地域が同和地区である、又はあったと指摘する行為も、人権侵害のおそれが高い、すなわち違法性のあるものとして、削除要請等の措置の対象としている。○　セーファーインターネット協会　　・　誹謗中傷被害者連絡窓口「誹謗中傷ホットライン」を運営し、インターネット上で誹謗中傷被害を受けている被害者から、情報が掲載されたサイト情報等の連絡を受け付け、内容を確認した後、プロバイダ等に各社の利用規約に基づいた削除等を促す通知を送付している。○　長崎県：新型コロナウイルス感染症関連誹謗中傷等対策　　・　新型コロナウイルス感染症関連人権相談窓口を開設し、新型コロナウイルス感染症に関連した誹謗中傷や差別などの人権侵害に関する専門の相談を受けている。⇒　相談対応は毎日（平日・土日）AM9:00～PM5:45（水曜日はPM8:00まで）、原則電話のみ。相談員が、解決に向けたアドバイスや、内容に応じて関係機関等へ対応依頼などを行う。　　　⇒　誹謗中傷等への法的措置に関する支援　法律相談（弁護士による相談）＝１案件につき５万円まで相談料無料（30分５千円）インターネット上での誹謗中傷等の投稿の削除や必要な調査（投稿者情報の開示請求等）を弁護士に依頼された場合、その経費の1/2（30万円を限度）を県が支援。　　・　インターネット上での新型コロナウイルス感染症に関連した誹謗中傷等の投稿を監視する「ネットパトロール」を実施し、悪質と思われる投稿の画像を保存している。被害者の求めに応じ、その画像を提供。○　三重県：差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例　　・　相談があったときは、助言、調査、関係者間の調整その他の必要な対応等を行う。相談対応での解決が困難な不当な差別に係る紛争について、知事による助言・説示・あっせんの手続を整備。・　知事は、助言・説示・あっせんに当たり必要があると認めるときは、第三者機関(三重県差別解消調整委員会)に諮問。・　不当な差別を行ったと認められる者が、正当な理由なく助言・説示・あっせんに従わないときは、知事が勧告を行う。○　和歌山県：部落差別の解消の推進に関する条例・　部落差別を行った者に対して必要な説示とともに、部落差別を行わないこと及び提供情報を削除することを促すこととしている。従わない場合には、部落差別を行わないこと及び提供情報を削除することを勧告する。○　川崎市：差別のない人権尊重のまちづくり条例　　・　インターネット表現活動のうち、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当するもので、　　　「川崎市内での投稿」又は「特定の市民等を対象としたもの」もしくは「市の区域内で行われた不当な差別的言動を拡散するもの」のいずれかである場合に拡散防止措置を行い、当該インターネット表現活動の概要及び講じた拡散防止措置を公表する。　　・　市長は、拡散防止の措置及び公表に当たっては、あらかじめ第三者機関（川崎市差別防止対策等審査会）に諮問。　　・　拡散防止措置とは、プロバイダ等への削除要請のほか、「送信防止措置の申出」や、「発信者情報の開示請求」を支援することなどを想定。○　大阪市：ヘイトスピーチへの対処に関する条例　　・　「大阪市内で行われた表現活動」又は「市民等に関する表現活動」もしくは「市の区域内で行われたヘイトスピーチの内容を拡散する表現活動」がヘイトスピーチに該当すると認めるときは、拡散防止措置を行い、当該表現活動の概要及び講じた拡散防止措置、並びに当該表現活動を行ったものの氏名又は名称を公表する。　　・　市長は、拡散防止の措置及び公表に当たっては、あらかじめ第三者機関（大阪市ヘイトスピーチ審査会）に諮問。・　拡散防止措置とは、表現内容が施設に掲示されている場合は、施設管理者への看板や掲示物の撤去の要請、インターネット上に書き込みされている場合は、プロバイダに削除要請を行うことなどを想定。○　丹波篠山市：部落差別動画の削除命令　　・　自治会長において、プロバイダへの動画投稿削除の仮処分を裁判所に申立て・　市の弁護士による訴訟支援、市から担保金20万円の補助金を支出⇒　裁判所が申立てを認め、プロバイダに削除仮処分命令（参照：法務省、セーファーインターネット協会、各自治体のHP） |

**５　国への提案等**

**（１）現状**

　　ア　インターネット上の人権侵害事象に対処するための提案（令和３年7月／知事から法務大臣・総務大臣へ提案）

　　　○　趣旨

・　インターネット上の人権侵害の解消については、日本国憲法によって保障された表現の自由の制限にもつながるものであり、また、インターネットの特性を踏まえると、国において、統一的な考え方の下で検討すべきもの。

・　国において強制力のある制度が構築されるまでの間、当面の緊急的な措置として、重大かつ深刻な被害を及ぼす人権上、極めて悪質な情報に絞り、実効性のある事後的対処方策を提案。

　　　○　概要

・　提案１　プロバイダ等が人権侵害情報の削除等を行った場合における賠償責任の免責

・　提案２　サイトブロッキングの実施

・　提案３　第三者機関（人権救済機関）の設置

　　イ　最近の国の動き

○　国において、被害者の発信者情報開示請求に係る非訟手続の創設や侮辱罪の法定刑の見直し等の対策が講じられており、今後、損害賠償等による被害者の早期救済や発信者に対する誹謗中傷の抑止等、一定の効果が期待される。

　　　○　総務省プラットフォームサービスに関する研究会等において、プラットフォーム事業者における違法・有害情報への取組に関する透明性・アカウンタビリティの向上に向けた議論が進められている。

**（２）委員意見の概要**

○　海外に本社がある事業者が運営するサイトでの被害がメインと考える。国から各事業者に対して相談窓口の設置をしっかりと行うよう、府から国へ働きかけることも一つの方策。

**（３）方向性案の検討***（次回の会議以降に検討）*

○　国による施策の実施や制度の改革が必要な事項について検討し、提案を行う。

|  |
| --- |
| **【参考】インターネット上の人権侵害事象に対処するための提案の概要（令和３年７月）**提案１　プロバイダ等が人権侵害情報の削除等を行った場合における賠償責任の免責（プロバイダ責任制限法第３条第２項の改正）・　プロバイダ等の負担を軽減し、迅速な対応がとられるようにするため、法務省人権擁護機関が違法性のある情報と判断し、削除要請を行った場合については、発信者に生じた損害について賠償責任を免責する旨をプロバイダ責任制限法に規定されたい。提案２　サイトブロッキングの実施・　人権上、極めて悪質と判断される情報の発信に限った上で、表現の自由の保障に配慮しつつ、サイトブロッキングを実施できるよう、事業者団体と協議の上、制度整備を行っていただきたい。提案３　第三者機関（人権救済機関）の設置・　表現の自由の制限のあり方や具体的な対処方策について検討協議し、また、インターネット上の人権侵害をはじめとする様々な人権侵害に対して迅速に人権救済を図ることができる、独立性を有する第三者機関を国に設置されたい。 |

【参考１】消費者被害に対する施策の枠組



（出典）消費者庁ホームページ

**■　消費者被害に対する施策の枠組**

〇　2009年に成立した消費者庁関連３法により、消費者庁が設置されるとともに、消費生活センターに法的位置付けをもたせて都道府県に設置を義務付け、国民生活センター（消費者庁）とのネットワークによる消費者保護体制を構築。

〇　消費者契約法や特定商取引法など法律による事業者規制や消費者被害への対応を行っている。

〇　消費者被害への支援としては、消費生活センターが窓口となっているほか、消費者ホットライ　ン「188」（通話料のみ相談者負担）を設けて全国一律の相談体制をとり、事業者との間の情報の質・量や交渉力の格差是正のため、消費者裁判手続特例法により、消費者団体訴訟制度（認定消費者団体が、消費者に代わって事業者に対し訴訟等をすることができる制度）を導入している。

**■　府の施策**

〇　消費生活センターを中心に、「消費者の安全・安心の確保」、「消費者の自立への支援」、「消費者教育の推進」、「消費生活相談体制の充実」の４つの体系から事業者への指導や商品テスト、消費者への啓発・相談といった施策を実施。

〇　特に、被害者救済として、消費者が受けた被害に関し、事業者を相手方として訴訟を提起する場合、大阪府消費者保護条例に基づき、一定の要件のもとに訴訟資金を貸付。

〈要　　件〉府の審査委員会があっせん、調停をしても解決できず、同種の被害が多数生じるおそ　れがある場合など

〈貸付対象〉裁判所に納める費用、弁護士費用など上限10万円（無利子）

〈実　　績〉あっせんとなった案件は全て解決（成立又は取下げ）、訴訟に至ったケースなし

【参考２】犯罪被害者支援に対する施策の枠組

**犯罪被害と支援のイメージ**

****

（出典）警察庁ホームページ

**■　犯罪被害者に対する施策の枠組**

〇　犯罪被害者等基本法により、犯罪被害者等の権利を明文化、「犯罪被害者等」を「犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為により害を被った者及びその家族又は遺族」と定義。

〇　国や地方公共団体が講ずべき基本的施策としては、

　1.相談及び情報の提供、2.損害賠償の請求についての援助、3.給付金の支給に係る制度の充実等

　4.保健医療サービス・福祉サービスの提供、5.犯罪被害者等の二次的被害防止・安全確保

　6.居住・雇用の安定、7.刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備

　といった項目が掲げられており、「犯罪被害者等基本計画」に基づいて推進される。

〇　現行の第４次計画では、上記1.等の取組として、「SNSを含むインターネット上の誹謗中傷等に関する相談体制の充実及び誹謗中傷等を行わないための広報啓発活動の強化」が掲載。

**■　府の支援策**

〇　大阪府犯罪被害者等支援条例に基づき、被害者支援調整会議（府・府警、関係市町村及び団体で構成）を設置し、身体に傷害を負う重大な犯罪被害に遭われたご本人及びご家族、ご遺族を対象に総合的な支援を実施。

〇　経済的負担の軽減としては、確定した損害賠償請求権の時効阻止のための再提訴費用の助成を行っている。

〈助成対象〉 殺人、強盗、危険運転致死傷等により死亡又は重傷病を負ったことに対する損害賠償請求について、再提訴をした者の裁判所に納める費用、弁護士費用でそれぞれ上限33万円

〇　府警察では、性犯罪等の被害者や殺人事件の遺族に対する専門家によるカウンセリングや、重大犯罪の被害者等に「被害者連絡制度」により捜査の状況等情報の提供を行っている。